

北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる等級が次のいずれかに該当する者

ア 1級又は2級の者(別表第5号備考欄1及び3により、2級以上となる者を含む。)

イ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい(以下、「内部障がい」という。)に係る等級について、3級を持つ者(内部障がい4級を重複して持つ者も対象とする。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35(肢体不自由、視覚、聴覚、音声機能等の障がいを有する者については、おおむね50)以下であつて、日常生活において介護を必要とする程度の障がいをいう。)と判定又は診断された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次のとおりとする。

(1) 「母」及び「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者のうち、次に掲げるものをいう。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「児童」とは、次に掲げる者をいう。

ア ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあつては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

6 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

7 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

- 8 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 本市に住所を有する者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童であつて、次の各号のいずれにも該当しないものに対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童に係る医療費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除いたものに、ひとり親家庭等の母又は父にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 所得の額が規則で定める額以上であること。
 - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は同法の規定による医療を受けている者(高確法第67条第1項第2号に掲げる者及び規則で定める者を除く。)
 - エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者(当該給付を受けることができる間に限る。)
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当するもの
 - ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 市長は、基本利用料の額が規則で定める算定方法により算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、当該医療費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により医療費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、市長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する支払いについての事務を北海道社会保険診療報酬支払基金、北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類するものに委託することができる。

3 市長は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所等を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第 13 条 この条例の規定により医療費の助成を請求することができる権利は、受給者が保険医療機関等において医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して 2 年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和 58 年北見市条例第 1 号)、端野町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 16 年端野町条例第 10 号)、常呂町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 6 年常呂町条例第 33 号)又は留辺蘂町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 14 年留辺蘂町条例第 20 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 17 年度の特例)

3 施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に受けた医療に係る重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成については、合併前の北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町の区域の区分に応じ、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日条例第 282 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 26 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 7 月 8 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日条例第 12 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日条例第 5 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日条例第 20 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

○北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(平成 18 年 3 月 5 日規則第 100 号)

改正 平成 18 年 9 月 26 日規則第 256 号 平成 20 年 3 月 26 日規則第 17 号

平成 20 年 6 月 6 日規則第 40 号 平成 20 年 7 月 8 日規則第 44 号

平成 20 年 12 月 29 日規則第 58 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 31 号
平成 24 年 7 月 6 日規則第 31 号 平成 27 年 6 月 4 日規則第 48 号
平成 27 年 12 月 30 日規則第 82 号 平成 28 年 2 月 29 日規則第 12 号
平成 29 年 7 月 31 日規則第 62 号 平成 30 年 7 月 31 日規則第 31 号
平成 31 年 2 月 13 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成 18 年条例第 90 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(住所要件)

第 3 条 条例第 3 条に規定する本市に住所を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、北見市の住民基本台帳に記録されている者

(2) その他市長が北見市に住所を有すると認めた者

(条例第 3 条第 3 号及び第 4 号の規則で定める額等)

第 4 条 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号の規則で定める額及び所得の額は、別表に掲げる額とする。

(条例第 3 条第 3 号ウの規則で定める者)

第 5 条 条例第 3 条第 3 号ウの規則で定める者は、その属する世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税の者とする。

(一部負担金)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める一部負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 受給者が 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又はその属する世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診 1 件につき 580 円、歯科診療に係るときは初診 1 件につき 510 円、柔道整復受療に係るときは初診 1 件につき 270 円)

(2) 前号以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 67 条第 1 項第 1 号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 14 条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額(以下「医療費月額限度額」とい

う。)を控除した額とする。この場合において、医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 医療費月額限度額が令第14条第1項の規定の例により算定される場合 令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、57,600円(療養のあった月以前の12月以内に既に医療費月額限度額が支給されている月数が3月以上ある場合)にあっては、44,400円)

イ 医療費月額限度額が令第14条第3項の規定の例により算定される場合 令第15条第3項の規定にかかわらず、18,000円

2 前項第2号の場合における一部負担金は、受給者が基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第4条第2項の規則で定める算定方法により算定した額)

第7条 条例第4条第2項の規則で定める算定方法により算定した額は、令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給者証の交付申請)

第8条 医療費の助成を受けようとする者又は保護者は、重度心身障害者医療費受給者証交付申請書(別記様式第1号)又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類

(2) 重度心身障害者に係る医療費の助成を受けようとする者にあつては、条例第2条第1項第1号に規定する手帳、同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する手帳

(3) ひとり親家庭等に係る医療費の助成を受けようとする者にあつては、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(4) 受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(5) 第6条第1項第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定により添付すべき書類によって証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(交付申請の却下の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付及びその更新)

第10条 市長は、条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証(別記様式第4号)又はひとり親家庭等医療費受給者証(別記様式第5号)を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年継続の資格要件を確認し更新するものとし、その更新期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

第11条 受給資格者は、受給者証を損傷し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(別記様式第6号)又はひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記様式第7号)を市長に提出してその再交付を受けることができる。

(受給者への支払)

第12条 条例第8条第3項に規定する市長が特に必要であると認めたときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 受給者が市長と協定した保険医療機関等(以下「協定保険医療機関等」という。)以外の保険医療機関等において診療を受けたとき。
- (2) 受給者が協定保険医療機関等に受給者証等を提出しないで診療を受けたこと等の理由により医療費を直接協定保険医療機関等に支払ったことが明らかであるとき。
- (3) 受給者に医療費月額限度額を支給するとき。
- (4) 受給者の医療費に係る高額療養費及び付加給付金についてその支給を受けた者が第15条に規定する納付を行わない場合その他条例及びこの規則の施行上受給者に係る医療費を協定保険医療機関等に支払うことが不適當であると市長が認めたとき。

(助成の申請)

第13条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定による医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けた者にあつては重度心身障害者医療費支給申請書(別記様式第8号)又は重度心身障害者医療費月額限度額支給申請書(別記様式第9号)に、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けた者にあつてはひとり親家庭等医療費支給申請書(別記様式第10号)又はひとり親家庭等医療費月額限度額支給申請書(別記様式第11号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第 14 条 市長は、前条に規定する書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、当該受給者に重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費等支給決定通知書(別記様式第 12 号)により通知するものとし、受給者に支給しないことを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費等支給申請却下通知書(別記様式第 13 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(高額療養費等の納付)

第 15 条 条例第 8 条第 1 項の規定により受給者が医療費の助成を受けた場合において、当該医療費に係る高額療養費及び付加給付金は、その支給を受けた者が速やかに当該支給金を市に納付しなければならない。

(届出)

第 16 条 条例第 9 条第 1 号の規定による届出は、重度心身障害者医療費受給資格変更届(別記様式第 14 号)又はひとり親家庭等医療費受給資格変更届(別記様式第 15 号)により、同条第 2 号の規定による届出は、重度心身障害者医療費受給資格喪失届(別記様式第 16 号)又はひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(別記様式第 17 号)により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。

(令第 14 条の 2 に規定する年間の高額療養費に相当する額の支給)

第 17 条 市長は、計算期間(毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)の末日において、計算期間における第 6 条の規定により算出した一部負担金及び基本利用料の合計額が令第 15 条第 8 項に規定する額を超えるときは、その超える額を助成金として支給することができる。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 58 年北見市規則第 1 号)、端野町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成 16 年端野町規則第 14 号)、端野町ひとり親家庭助成に関する規則(平成元年端野町規則第 9 号)、常呂町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成 7 年常呂町規則第 3 号)又は留辺蘂町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成 14 年留辺蘂町規則第 19 号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 17 年度の特例)

- 3 施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に受けた医療に係る助成の手続については、合併前の北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町の区域の区分に応じ、それぞれ合併前の規則の例によるものとする。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日規則第 256 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日規則第 17 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 6 月 6 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 8 日規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 29 日規則第 58 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日規則第 31 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 4 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 30 日規則第 82 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている次表左欄に掲げる様式(次項において「旧様式」という。)は、同表右欄に掲げる様式とみなす。

改正前の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式	改正後の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式
別記様式第 1 号 重度心身障害者医療費受給者証交付申請書	別記様式第 1 号 重度心身障害者医療費受給者証交付申請書
別記様式第 2 号 ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書	別記様式第 2 号 ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書
別記様式第 5 号 ひとり親家庭等医療費受給者証	別記様式第 5 号 ひとり親家庭等医療費受給者証
別記様式第 6 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費受給者証再交付申請書	別記様式第 6 号 重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書
別記様式第 6 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費受給者証再交付申請書	別記様式第 7 号 ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書
別記様式第 7 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費支給申請書	別記様式第 8 号 重度心身障害者医療費支給申請書
別記様式第 8 号 重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費月額限度額支給申請書	別記様式第 9 号 重度心身障害者医療費月額限度額支給申請書
別記様式第 7 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費支給申請書	別記様式第 10 号 ひとり親家庭等医療費支給申請書
別記様式第 8 号 重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費月額限度額支給申請書	別記様式第 11 号 ひとり親家庭等医療費月額限度額支給申請書
別記様式第 11 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費受給者住所等変更届	別記様式第 14 号 重度心身障害者医療費受給資格変更届

別記様式第 11 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費 受給者住所等変更届	別記様式第 15 号 ひとり親家庭等医療費受給資格変更届
別記様式第 12 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費 受給資格喪失届	別記様式第 16 号 重度心身障害者医療費受給資格喪失届
別記様式第 12 号 (重度心身障害者／ひとり親家庭等)医療費 受給資格喪失届	別記様式第 17 号 ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日規則第 12 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 31 日規則第 62 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前における医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額については、この規則による改正後の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日規則第 31 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前における医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額については、この規則による改正後の北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 13 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

1 規則で定める額
(1) 条例第3条第3号の規則で定める額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。
(2) 条例第3条第4号の規則で定める額は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第7項に定める額とする。
2 所得の額
(1) 条例第3条第3号の所得の額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条及び同令第8条第3項において準用する同令第5条の規定により算出した額とする。
(2) 条例第3条第4号の所得の額は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項、第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

別記様式第1号(第8条関係)

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書
[別紙参照]

別記様式第2号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書
[別紙参照]

別記様式第3号(第9条関係)

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書
[別紙参照]

別記様式第4号(第10条関係)

重度心身障害者医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第5号(第10条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
[別紙参照]

別記様式第6号(第11条関係)

重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書
[別紙参照]

別記様式第7号(第11条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書
[別紙参照]

別記様式第8号(第13条関係)

重度心身障害者医療費支給申請書
[別紙参照]

別記様式第9号(第13条関係)

重度心身障害者医療費月額限度額支給申請書
[別紙参照]

別記様式第10号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費支給申請書
[別紙参照]

別記様式第11号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費月額限度額支給申請書
[別紙参照]

別記様式第12号(第14条関係)

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費等支給決定通知書
[別紙参照]

別記様式第13号(第14条関係)

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費等支給申請却下通知書
[別紙参照]

別記様式第14号(第16条関係)

重度心身障害者医療費受給資格変更届
[別紙参照]

別記様式第 15 号(第 16 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届
[別紙参照]

別記様式第 16 号(第 16 条関係)

重度心身障害者医療費受給資格喪失届
[別紙参照]

別記様式第 17 号(第 16 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届
[別紙参照]

